

横浜市新市庁舎に設置するふれあいショップ運営主体公募に関する質問及び回答

※事業説明会で出された主な質問についても回答を掲載しています。

書類名 (該当部分)	質問項目	質問内容	回答
1 公募要領	P3	事業概要 本事業に期間の定めはあるのか。	ふれあいショップ事業運営主体としての年限はありません。 ただし、行政財産目的外使用許可の許可期間は1年間となりますので、毎年度、使用許可申請を行っていただき、許可を受ける必要があります。 刊行物サービスコーナー運営業務の委託も1年間の契約となりますので、毎年度、予算の範囲内で契約を締結する必要がありますが、今回の募集の趣旨を踏まえ、ふれあいショップ事業を実施する間は運営を担っていただきたいと思います。
2 公募要領	P4	設置場所及び条件 営業可能時間外の営業は可能か。	夜間イベント開催時など、内容によっては協議可能と考えます。 ただし、刊行物サービスコーナーの営業時間は、公募要領記載の時間のとおりとなります。
3 公募要領	P6	設置場所及び条件 ダクト設備を改修工事として、後付けで設置することは可能か。	原状回復することを条件に、利用用途、工事内容、施設への影響等について協議を行った上で、実施いただくことは可能です。
4 公募要領	P7	業務内容 「(4)就労啓発事業」について「近隣の福祉関連事業所や市民、企業、団体等とネットワークを形成し」とあるが、中間支援組織がつながりを作ったネットワークに参加するものなのか、運営事業者が主体的にネットワークを形成していくのか。	地域ネットワークについては「6 運営条件」(2)エ(公募要領P10)に記載のとおり、運営事業者、横浜市、中間支援組織の3者協働で形成していくものと考えています。
5 公募要領	P7	業務内容 飲食物の提供について、IHのコンロは使用可能か。	原状回復を条件に、IHコンロを設置することは可能ですが、計画している換気設備の要件上、調理行為には制限(油分が飛散する調理等は不可)がありますのでご注意ください。調理行為の制限を緩和するため運営事業者主体で原状回復を前提とした換気設備等の改修をご検討される場合は横浜市にご相談ください。
6 公募要領	P7	業務内容 電子調理の範囲について、スープ商品の提供を検討しているが、鍋での調理は可能か。	計画している換気設備の要件上、調理行為には制限(油分が飛散する調理等は不可)があります。油分を扱う鍋でのスープ調理は困難かと思われませんが、調理行為の制限を緩和するため運営事業者主体で原状回復を前提とした換気設備等の改修をご検討される場合は横浜市にご相談ください。
7 公募要領	P7	業務内容 刊行物サービスコーナーについて、刊行物販売や航空写真手配の手数料で得た収入は受託者の収益になるのか。 受託者の収益となる場合、収支予算を算出するため、過去の手数料収入もしくは1回あたりの利益実績を示されたい。	公募要領4(3)ア～エの業務については、受託者の収益にはなりません。 コピーサービス及びプリントサービスの利用料金の売り上げ、外郭団体等が発行する刊行物及び物品の販売経費については、受託者の収益になります。 (資料11「刊行物サービスコーナー運用業務委託仕様書」の12、13) ただし、資料11にあるとおり、コピーサービスについては、電子複写機、コインラックのリース契約に係る費用が必要となります。 30年度の実績(コピーサービス、外郭団体等が発行する刊行物及び物品の販売経費)については、別紙1、2のとおりです。プリントサービスの利用料金は、年間59,210円(5,921枚)となります。
8 公募要領	P7	業務内容 乳製品の販売ができないということであるが、何が具体的に扱えないのか示されたい。	現在のカウンターでは乳製品の販売許可が下りる仕様になっていないため、原状回復することが条件で、乳製品の販売ができるよう改修工事することは可能ですので、横浜市と協議していただくこととなります。
9 公募要領	P8	人員体制 飲食物提供(カフェ)部分の店長を法人の代表者が務めることは可能か。	可能です。

横浜市新市庁舎に設置するふれあいショップ運営主体公募に関する質問及び回答

※事業説明会で出された主な質問についても回答を掲載しています。

書類名（該当部分）		質問項目	質問内容	回答
10	公募要領 P8	人員体制	店長の要勤務日に決まりはあるか。副店長等のサポートがあれば、毎日の勤務でなくてもよいか。	組織的なサポート体制を含め、店長に求められる職務を果たすことができると判断できれば、毎日の勤務でなくても構いません。
11	公募要領 P9	運営条件	内装、什器・備品類の選定は運営事業者の裁量で決定できるのか。	基本的には運営事業者の裁量の範囲となりますが、「6 運営条件」(2)イ等に記載のとおり、新市庁舎整備計画と調和するものとしていただく必要があります。著しく趣旨に反すると市が判断する場合は、計画の変更をしていただく可能性があります。
12	公募要領 P11	費用負担	収支予算書を作成するにあたり、使用料及び共益的負担金について、減免の考え方を知りたい。	使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である場合その他規則で定める場合においては、減免することができます。 【規則で定める場合】 (1)使用者が職員共済組合その他の本市職員をもって構成される各種団体である場合 (2)使用者が地震、火災、水害等の天災その他の事故により当該財産を使用の目的に供しがたいと認める場合 (3)本市の指導監督を受け、本市の事務事業を補佐し、又は代行する団体において、当該補佐し、又は代行する事務事業の用に供するため使用する場合 (4)災害その他の緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として使用させる場合 (5)その他市長が特に必要又はやむを得ないと認める場合 本事業の目的に沿った事業計画であること、法人の事業内容、収支状況等を勘案して減免内容を決定するため、現段階ではどの程度減免可能かは回答できませんが、これらを踏まえた上で事業計画をご検討ください。
13	公募要領 P12	設置に関する助成制度等	ふれあいショップ設置補助金の補助率は。	予算の範囲内で、補助率は原則100%となります。
14	公募要領 P12	設置に関する助成制度等	8(1)ア「設置費」及びイ「初度調弁」に関する予算の上限目安を示されたい。	予算編成前となりますので、現段階では回答できません。
15	公募要領 P12	設置に関する助成制度等	8(1)ア「設置費」に設計士やインテリアデザイナー謝礼は補助対象として含まれるか。	含まれます。
16	公募要領 P12	設置に関する助成制度等	店舗の設計業者の選定は、法人の指定で良いか。その費用は横浜市の負担で良いか。	内装改修を行う場合、設計業者の選定は法人が行ってください。また、その費用については、ふれあいショップ設置補助金の対象となりますので、予算の範囲内での交付が可能です。
17	公募要領 P12	設置に関する助成制度等	店舗の機器の初期設置費用は、横浜市の負担で良いか。	ふれあいショップ設置補助金の対象となりますので、予算の範囲内で交付が可能です。
18	公募要領 P14	応募方法	新市庁舎ふれあいショップ事業企画書（様式2）の記述欄を広げることは可能か。	「11 応募方法」(1)の「※留意事項」②（公募要領P15）に記載のとおり、必要に応じて各欄の行数は増やしていただいて構いません。ただし、事業計画書（様式2）の総ページ数は15ページまでとさせていただきます。
19	公募要領 P15	応募方法	提出書類について、副本10部についても登記簿謄本等の原本を添付する必要があるか。	登記簿謄本等の原本は、正本のみの添付で構いません。副本については、その写しを添付してください。

横浜市新市庁舎に設置するふれあいショップ運営主体公募に関する質問及び回答

※事業説明会で出された主な質問についても回答を掲載しています。

書類名（該当部分）		質問項目	質問内容	回答	
20	公募要領	-	その他	退去時に原状回復工事は必要か。内装改修工事を行った場合と、行わなかった場合のそれぞれについて示されたい。	内装改修工事を行った場合は原状回復は必要です。内装改修工事を行わなかった場合も、使用による劣化、汚れ等に対して原状回復を求める場合があります。
21	公募要領	-	その他	インターネットの環境があるか示されたい。	有線のインターネット環境はございません。部屋内に、NTT光回線用の装置（スプライスボックス）を設置していますので、個別に通信事業者へお申込みください。なお、公衆無線LANの環境を構築する計画はございません。
22	公募要領	-	その他	バックヤードに冷凍庫の設置は可能か。	可能です。ただし、冷凍庫の電源容量、排熱などの設置要件を満たしているかご確認いただきご判断ください。
23	公募要領	-	その他	事業者が持ち込む機器用に動力電源の使用は可能か。	電源容量に制限はございますが、可能です。ただし、設置にあたっては騒音や振動等について協議を行ってください。
24	公募要領	全体	その他	「横浜市に協議の上」と記載があるものについて、応募前に協議が必要か。	運営事業者として決定された後、必要に応じて協議をしていただきます。
25	添付資料	No. 7	レイアウト	キッチンや刊行物サービスコーナーのレイアウト変更は可能か。	原状回復することを条件に、キッチンのレイアウト変更等の改修工事を実施することは可能ですので、横浜市と協議していただくことになります。なお、図面上破線となっている什器は、あくまでも配置イメージであり、運営事業者が自由にレイアウトすることが可能です。
26	添付資料	No. 7	レイアウト	キッチン部分は車椅子が入れるよう、レイアウトを変更し、スペースを広げることは可能か。	現状キッチン部分に車椅子が入って転回できるよう計画しておりますが、原状回復することを条件に、レイアウトを変更することは可能ですので、横浜市と協議していただくことになります。
27	添付資料	No. 7	レイアウト	刊行物サービスコーナーのパンフレットスタンドやオープン架、雑誌架のレイアウト（配置場所）は変更可能か。	原則は現在のレイアウトのとおりであり、現状の配置什器を減らすことなどはできません。市民局市民情報課の了解のもと、受託者が経費等を負担し変更することは可能とします。
28	添付資料	No. 7	レイアウト	店舗の図面について、CADデータで提供することは可能か。	CADデータの提供は可能です。希望する方にはCD-Rでお渡ししますので、事前に健康福祉局障害企画課までご連絡ください。
29	添付資料	No. 7	レイアウト	給排水の位置を示されたい。	別紙3をご参照ください。
30	添付資料	No. 7	レイアウト	コンセントの位置（電気図）を示されたい。	別紙4をご参照ください。
31	添付資料	No. 7	レイアウト	天井の高さを示されたい。	全体的に天井の高さは4mですが、図面上の丸テーブル配置想定位置の上部に、ルーバー状の下がり天井を計画しており、その部分は天井の高さが3m程度になります。
32	添付資料	No. 7	レイアウト	バックヤードの広さはどのくらいか。	資料7「新市庁舎ふれあいショップ計図面」の控室の広さは約21㎡です。